

遺産分割での特別受益

相続分算定時に持戻し

共同相続人の一部が被相続人から財産の生前贈与を受けたり、遺贈を受けるなどして利益を受けているにもかかわらず、遺産分割において現実に残された財産を法定相続分に従い分割するのでは結果として共同相続人間に不公平が生じることになります。

民法は、共同相続人中に被相続人から遺贈を受け、または婚姻もしくは養子縁組のためもしくは生計の資本として贈与を受けた者(特別受益者)があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価値にその贈与の価額を加えて(持戻し)相続財産と見なし、相続分の中からその遺贈または贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とするとしています(民法903条①)。遺贈または贈与の価額が相続分の価額に等しく、またはこれを超えるときは受遺者または受贈者はその相続分を受けることができません(同条②)。



特別受益にあたるものの具体例としては、婚姻の際の支度金の贈与、住宅新築の敷地となる土地の贈与、開業のための資金援助などがあります。婚約時の結納金は結納相手の親への贈与であり、開業時の祝金で少額なものは儀礼的なものであることからいずれも特別受益にあたらないと解されています。特別受益にあたるか否かは遺産の前渡しと同視できるかという観点から被相続人の資産や社会的地位などの事情や社会通念を総合考慮して判断されます。

特別受益とされる財産に不動産や株式がある場合、相続開始から遺産分割に至るまでの間にその価額が大きく変動することがありますが、その金銭的評価は相続開始時を基準とするというのが判例です(最高裁昭和51・3・18)。

被相続人が持戻しを免除する意思表示をしたときは、その意思表示は遺留分に関する規定に反しない範囲内で効力を有するとされており(同条③)、持戻しを免除する意思表示があればその遺贈、贈与の対象物は相続分算定の際に持戻しはされません。

この7月に成立した民法(相続法)の改正では持戻し免除の意思表示について推定規定が設けられ、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈または贈与について持戻しをしない旨の意思を表示したものと推定するとなりました(改正民法903条④)。